

# 「ひと育ナビあいち」インターンシップ受入等企業・団体登録要項

制定日：平成 28 年 3 月 22 日

## (趣旨)

第1条 愛知県内の国立、公立、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校（以下、「学校」という。）の児童、生徒、学生に対するインターンシップ受入始めキャリア教育活動を支援する県内の企業、事業所、団体（以下、「企業等」という。）を、産業人材育成情報を一元化したポータルサイト「ひと育ナビあいち」に無料にて登録し、インターネット等を通じて広く広報することで、県内の産業界と教育界との連携を推進します。

## (登録)

第2条 愛知県は、申請する企業等について必要な確認を行った後、登録します。ただし、登録する企業等は次のいずれにも該当しないこととします。

- (1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (3) 社会問題を起こしている業種や事業者のほか、県が適当でないとする業種又は事業者

2. 企業等は、登録を申請する際、虚偽の情報を登録する行為を禁止します。

## (企業等が支援するキャリア教育活動)

第3条 登録する企業等が支援するキャリア教育活動は、以下のいずれかとします。

- (1) インターンシップ (高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校対象)
- (2) 企業等の見学 (全学校対象)
- (3) 職業インタビュー (全学校対象)
- (4) 職場体験 (中学校対象)
- (5) ものづくり体験 (小学校対象)
- (6) ジョブシャドウイング (高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校対象)
- (7) 社会人講師の派遣 (全学校対象)

## (活動)

第4条 学校は、登録する企業等のキャリア教育活動情報を参考に依頼を行い、企業等はその依頼に基づいた活動を行います。活動内容は学校と企業等の 2 者で取り決めることとします。

(変更・取消等)

第5条 登録する企業等は、支援するキャリア教育活動等の登録事項に変更がある場合や登録を取消す場合、愛知県に届け出るものとします

2. 愛知県は、登録事項のうち公開に適さないと認められる情報は、修正あるいは非公開とできることとします。また、登録する企業等としてふさわしくないと認められる場合に、登録を取消すことができることとします。

(基準等の変更)

第6条 愛知県は、企業等の承諾を得ることなく、本要項を変更することができることとします。変更した場合、速やかにその内容を「ひと育ナビあいち」に掲載します。